

先進的窓リノベ事業申請における注意点について

2023年3月3日

一般社団法人 日本サッシ協会 事務局長

住宅省エネ2023キャンペーン 先進的窓リノベ事業ホームページにおいて2月28日付けでよくあるご質問が更新され、下記のQAが新たに公開されました。

会員の皆様におかれましては事業趣旨をご理解の上ご注意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

【先進的窓リノベ事業 よくあるご質問 更新内容抜粋】

https://window-renovation.env.go.jp/assets/doc/faq_reform_mado.pdf

Q：本事業の補助対象となる窓のリフォーム工事代金が、補助額を下回る場合どうすればよいか

A：本事業は、製品代及び工事費を含むリフォーム工事代金の一部について、補助を行うものであり、補助額を下回る契約に対して、補助を行うことを想定しておりません。

仮にリフォーム工事代金が補助額を下回る場合、当該工事全体が本事業の補助対象になりません。

補助額の算出にあたり、以下を再度ご確認ください。

- ・「製品のグレード」や「工事箇所数」に誤りがないか？
 - ・工事費が伴わないDIYで、製品価格のみをリフォーム工事代金と誤認していないか？
-

本件について、会員の皆様から登録事業者の方に対して周知を行ったり、逆に登録事業者からのお問い合わせがあると思いますが、メーカーが流通事業者の再販売価格に関して指示することは独占禁止法上の再販売価格の拘束に抵触する恐れがありますのでくれぐれもご注意ください。

なお、契約金額が補助金額を上回るようにメーカーが指示するような表現の場合は、違法な再販売価格拘束を行っているという疑義が生じます。

以下に独禁法上疑義が生じる恐れのある表現を示しますのでご確認ください。

- ・ 契約金額は補助金額の合計を1円でも上回っている必要がありますのでご注意ください。
- ・ 契約金額が補助額を下回らないようご注意ください。
- ・ 契約金額は補助額を下回らないように調整してください。

特に「1円でも上回っているように」や、「調整してください」という表現は、本来は制度を利用できないような価格設定のものを人為的に調整して制度利用対象にさせるという意味で、制度目的を潜脱する行為と見られる可能性があります。

再販売価格拘束（独禁法違反）とは別の観点でも、メーカーが流通店に潜脱的な行為を勧めていると見られかねないことから、このような誘導は絶対に行わないように注意してください。

以上